

違法件数減少、しかし違法ギリギリ巧妙な対応が増加

2011年8月度の相談状況

1. 労働相談の概況

1) 相談者数・件数について

「資料1. 2011年8月、相談者数（雇用形態、男女別、業種別）より」

「資料3. 2011年8月、相談件数（雇用形態別・相談項目別）より」

今年8月の相談者数は64人で4月（76人）と若干減少しており、前年同月（85人）と比べても減少しています。

相談項目数については、93件、一人あたり1.22件となっており、前年同月（162件）より、大きく減少しています。

2) 男女別、雇用形態別相談者数について

「資料1. 2011年8月、相談者数（雇用形態、男女別、業種別）より」

男性39人（60.1%）、女性25人（39.0%）と男性が上回っており、雇用形態別では、社員29人（45.3%）、社員以外34人（53.1%）、不明1人となっています。

社員以外では、パートが17人（26.5%）、契約社員13人（20.3%）、臨時3人（4.7%）、派遣1人（1.6%）となっております。

今回は、相談数は非正規労働者が正規労働者より若干上回っています。

前月に続いて男性労働者の相談数が女性労働者を上回っており、厳しい経済状況を反映して、人件費の削減をはかるために、ノルマの押し付け、サービス残業をせざるを得ないように追い込み、せっかくの権利である年休が取得できないなど、ズサンで違法ギリギリの労務管理が多く見受けられます。

3) 業種別相談者数、相談件数について

「資料2. 2011年8月、相談者数（業種別・相談項目別）より」

「資料3. 2011年8月、相談件数（雇用形態別・相談項目別）より」

業種別相談者は、多業種に分散し、内訳は「卸・小売業・飲食店」11人（17.1%）、「医療・福祉業」8人（12.5%）、「陸運・倉庫業」6人（9.3%）、「ビル管理・警備業」6人（9.3%）、「公務・公共サービス業」6人（9.3%）と続いています。

前月から引き続き卸・小売業・飲食店がトップです。

4) 相談項目（内容）について

「資料3. 2011年8月、相談件数（雇用形態別、相談項目別）より」

主相談項目別相談件数では、「労働契約関係」19件、解雇・雇止めなどの「雇用関係」17件、「労働時間関係」16件、「賃金関係」13件、「差別」7件と続いています。

5) 違法率

「資料4. 2011年8月、違法件数（雇用形態別・相談項目別）より」

相談項目数93件中、違法件数29件、違反率は31.2%で、前月よりは25.0%減少しております。しかし、その実態は、経営側の違法ギリギリの巧妙な労務管理が目立ちます。

上位項目は「労働時間関係」8件、「賃金関係」7件、「労働契約関係」6件、「雇用関係」4件、となっています。

2. 8月の雇用情勢

8月は例年、労働相談が少ない時期ですが、今年も前月より件数が減少しています。東日本大震災の影響により道内の景気が後退している状況もあり、労働条件の不利益変更にとまなう労働相談が増えているのが特徴です。

職場に労働組合があるところ、ないところも含めて賃金カットの提案があって労働側が安易に同意してしまう傾向もあります。

震災による自粛ムードのなかで、震災便乗の権利侵害がおきても、あきらめてしまう労働者も実際には多数におよんでいることも十分に考えられます。

便乗解雇、賃金引下げなどの問題が発生したときは、あきらめないで、自分で判断せず、必ず当労働相談センターに相談しましょう。

違法件数が減少していますが、その意味では喜ばしいことですが、使用者側は残業を指示しないで、ノルマを強要し労働者自らがサービス残業をせざるを得ないように仕向けていくなど、法に違反しないようにギリギリ巧妙に行なわれてきています。さらには露骨に解雇するのではなく、イジメ、嫌がらせなどを行い、退職に追い込むという陰湿な行為が増えていることが問題です。

こうしたイジメ、嫌がらせなどのパワーハラスメントにより、精神疾患、うつ病など重病にかかるケースも増加傾向です

また今年の北海道最低賃金が時給705円に決定しましたが、最低賃金又は若干最低賃金を上回る程度の賃金で労働させる低賃金労働者層の増加があり最低賃金の大幅な引上げの取り組みが今後の大きな課題になってきています。

以上

【項目別参考資料】

- 資料 1 2011 年 8 月 相談者数（雇用形態・男女別・業種別）
- 資料 2 2011 年 8 月、相談者数（業種別、相談項目別）
- 資料 3 2011 年 8 月、相談件数（雇用形態別、相談項目別）
- 資料 4 2011 年 8 月、違法件数（雇用形態別・相談項目別）